

青森県原子力災害に係る避難先施設登録制度実施要綱

（目的）

第1条 この要綱は、原子力災害が発生した場合又は発生するおそれがある場合に、避難又は一時移転を行う必要がある医療機関の入院患者及び社会福祉施設等の入所者（以下、「医療機関等からの避難者」という。）の受入れを行う医療機関及び社会福祉施設等を、「避難先施設」として登録し、医療機関等からの避難者の避難先と生活の確保を図るため必要な事項を定めることを目的とする。

（避難先施設の役割）

第2条 避難先施設として登録した医療機関及び社会福祉施設等は、原子力災害が発生した場合又は発生するおそれがある場合に、医療機関等からの避難者の受入れを行い、避難生活に必要な支援を行う。

（避難先施設の登録対象）

第3条 避難先施設の登録対象は、別表1に掲げる避難先市町村に所在している、別表2に掲げる医療機関及び社会福祉施設等とする。

（登録の申請）

第4条 避難先施設の登録を行う医療機関及び社会福祉施設等の管理者は、登録申請書（第1号様式）により知事に申請をするものとする。

（登録）

第5条 県は、前条の申請内容を確認したうえで、避難先施設として登録し、その旨を当該医療機関及び社会福祉施設等の管理者に通知するものとする。

2 申請内容は、書面により確認を行うほか、必要に応じてヒアリングや現地確認等を行うものとする。

（登録期間）

第6条 登録の有効期間（以下、「登録期間」という。）は、登録した日が属する年度の3月31日までとする。

2 登録期間は、第7条に規定する登録の廃止の届出がない場合は、自動的に翌年3月31日まで更新するものとする。

（登録内容の変更・廃止・解除）

第7条 避難先施設の管理者は、登録内容に変更が生じた場合には、変更申請書（第2号様式）を知事に提出するものとする。

2 避難先施設の管理者は、登録を廃止しようとする場合には、廃止届（第2号様式）を知事に提出するものとする。

3 県は、次の各号のいずれかに該当するときは、避難先施設の登録を解除すること

ができる。

- 一 避難先施設として必要な機能を維持することができないと認められるとき。
- 二 受入れた医療機関等からの避難者に対する対応が著しく不適切と認められるとき。

(登録内容の確認)

第8条 県は、避難先施設の管理者に対し、登録内容の確認のための調査を行うことができるものとする。

2 避難先施設の管理者は前項の調査に協力するものとする。

(医療機関等からの避難者の受入等)

第9条 県は、避難元市町村を通じて医療機関等からの避難者を把握した場合は、避難先市町村と調整を行ったうえで、避難先施設の管理者に対し受入れを要請できるものとする。

2 避難先施設の管理者は、前項の要請があったときは、受入れの可否を速やかに判断し、県に連絡するものとする。

3 県は、受入れ可能との連絡があった避難先施設を、災害救助法に基づき県が開設する福祉避難所として位置付けるものとする。

4 県は、医療機関等からの避難者の氏名、性別、年齢、状態、付添いする支援者等を明らかにしたうえで、避難先施設の管理者と受入れについて協議するものとする。
なお、医療機関からの避難者は医療機関で、社会福祉施設等からの避難者は同じ種別の社会福祉施設等で受入れすることを基本とするが、受入れ可能な避難先施設の状態や避難者の状態を考慮して、異なる種別の避難先施設での受入れについて協議することがある。

5 避難先施設が受入れする医療機関等からの避難者は、放射性物質に関して次の各号に該当する者を対象とする。

- 一 放射性物質が放出される前に避難を行っており放射性物質による汚染がない者
- 二 放射性物質が放出された後に避難又は一時移転を行った者で、県が行う避難退域時検査を受け、放射性物質による汚染が、国が定める除染を行う判断基準以下であることを確認している者

(受入期間)

第10条 避難先施設における医療機関等からの避難者の受入期間は、受入れが可能になった日から、転院や退所等により避難を要しなくなるまでの期間とする。ただし、これにより難しい場合は別途協議するものとする。

(支援内容等)

第11条 避難先施設は、受入れた医療機関等からの避難者及び付添いする支援者に対し、必要な食料、寝具その他の生活必需品を提供するとともに、医療機関等からの避難者に対し、避難生活上の支援のほか必要とする保健医療サービス又は福祉サー

ビスの提供に努めるものとする。

- 2 避難先施設は、医療機関等からの避難者の受入れにあたり、所在する市町村の行政区域内における搬送について、可能な範囲で県に協力するものとする。

（医療機関等からの避難者以外の者の受入）

第12条 県は、在宅で医療や介護を受けている者の中で、避難又は一時移転を行うにあたり、医療機関や社会福祉施設等に収容することが適当と認められる者や、避難先市町村に開設された避難所に避難又は一時移転している者の中で、避難所では生活に支障が生じるため特別な配慮が必要と認められる者を確認した場合には、医療機関等からの避難者に加えて、その者を受入れすることについて、避難先施設の管理者と協議することができるものとする。

（転院・退所等支援）

第13条 避難先施設は、県、市町村及び関係機関と共に、受入れた医療機関等からの避難者の転院・退所等に向けた支援を行うものとする。

（費用の負担）

第14条 県は、避難先施設に対し、管理運営に要した次に掲げる費用について、災害救助法等関連法令等の定めるところにより、所要の実費を負担するものとする。

- 一 食料、寝具その他の生活必需品の提供に要した費用（被服の提供も含む）
- 二 日常生活上の支援を行うために必要な紙おむつ、ストーマ用装具等の消耗器材の提供に要した費用
- 三 避難先施設の設置、維持、管理及び日常生活上の支援を含めた生活に関する相談に要する人件費
- 四 避難者の特性に配慮し、生活し易い環境整備に必要となる仮設設備並びに機械又は器具等の借上費又は工事費で、あらかじめ県の承諾を得た費用
- 五 その他医療機関等からの避難者の受入れに要する費用で、あらかじめ県の承諾を得た費用

（秘密の保持）

第15条 避難先施設の管理者及び当該施設の業務に従事する者は、次条に定めるものを除くほか、医療機関等からの避難者の受入れに伴い知り得た秘密を他に漏らしてはならない。避難先施設の登録廃止又は解除後においても同様とする。

（個人情報の保護）

第16条 避難先施設の管理者及び当該施設の業務に従事する者は、個人情報を取り扱う場合にあっては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。避難先施設の登録廃止又は解除後においても同様とする。

(事務局)

第 17 条 本要綱に基づく事務は、青森県健康医療福祉部健康医療福祉政策課が行う。

(その他)

第 18 条 本要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成 28 年 2 月 18 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 10 月 28 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 8 年 8 月 21 日から施行する。

別表 1 (第 3 条関係)

避難先市町村
青森市、弘前市、黒石市、五所川原市、平内町

別表 2 (第 3 条関係)

開設根拠法令	種別
医療法	病院
児童福祉法	障害児入所施設
障害者総合支援法	障害者支援施設
老人福祉法	養護老人ホーム
	特別養護老人ホーム
	軽費老人ホーム
	認知症高齢者グループホーム
	有料老人ホーム
介護保険法	介護老人保健施設

別記

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 避難先施設は、個人情報の保護の重要性を認識し、この要綱による業務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、当該業務に係る個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2 避難先施設は、この要綱による業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

(適正管理)

第3 避難先施設は、この要綱による業務に係る個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他の当該個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(目的外利用及び提供の禁止)

第4 避難先施設は、県の指示又は承認がある場合を除き、この要綱による業務に係る個人情報を当該業務の目的以外の目的に自ら利用し、又は第三者に提供してはならない。

(複写又は複製の禁止)

第5 避難先施設は、県の承認がある場合を除き、この要綱による業務を処理するために県から引き渡された個人情報が記録された資料等を複写し、複製し、又はこれらに類する行為をしてはならない。

(再委託の禁止)

第6 避難先施設は、この要綱による業務を行うための個人情報の処理は、自ら行うものとし、県の承認がある場合を除き、第三者にその処理を委託し、又はこれに類する行為をしてはならない。

(資料等の返還等)

第7 避難先施設は、この要綱による業務を実施するために県から引き渡され、又は自らが取得し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、原則として業務完了後に県に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、県が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

(従業者への周知)

第8 避難先施設は、この要綱による業務に従事している者に対し、在職中及び退職後においても当該業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならないこと、当該義務に違反したときは青森県個人情報保護条例（平成10年12月青森県条例第57号）の規定により罰則が科される場合があることなど、当該事務に係る個人情報の保護に関して必要な事項を周知させるものとする。

(実地調査の受入れ)

第9 避難先施設は、この要綱による業務に係る個人情報の適正な取扱いを確保するため、県が当該個人情報の取扱いの状況について実地に調査しようとするときは、これを拒み、妨げ、又は忌避してはならない。

(事故発生時における報告)

第10 避難先施設は、この特記事項に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれのあることを知ったときは、速やかに県に報告し、指示に従うものとする。